

# 道路に張り出した木や竹の伐採をお願いします。

道路に張り出した木や竹は、自動車や歩行者の通行の支障となります。

台風や大雨、積雪等で木や竹が倒れて、道路が通行止めになることや、大きな事故を招く恐れもありますので、適切な管理をお願いします。里道についても自治会及び利用者の管理となっていますので併せてよろしくお願いします。

また、緊急の場合は道路管理者が通行の支障となっている木や竹を了解なく伐採、撤去することがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

木や竹の倒木によって自動車や歩行者に損害を与えた場合、被害者から土地の所有者に管理責任を問われることがあります。

## 民法第233条

土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

- 一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
- 二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
- 三 急迫の事情があるとき。

4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

## 民法第717条

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の所有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の植栽又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

## 道路法第43条

(道路に関する禁止事項)

何人も道路に対し下に掲げる行為をしてはならない。

- 1. みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2. みだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。



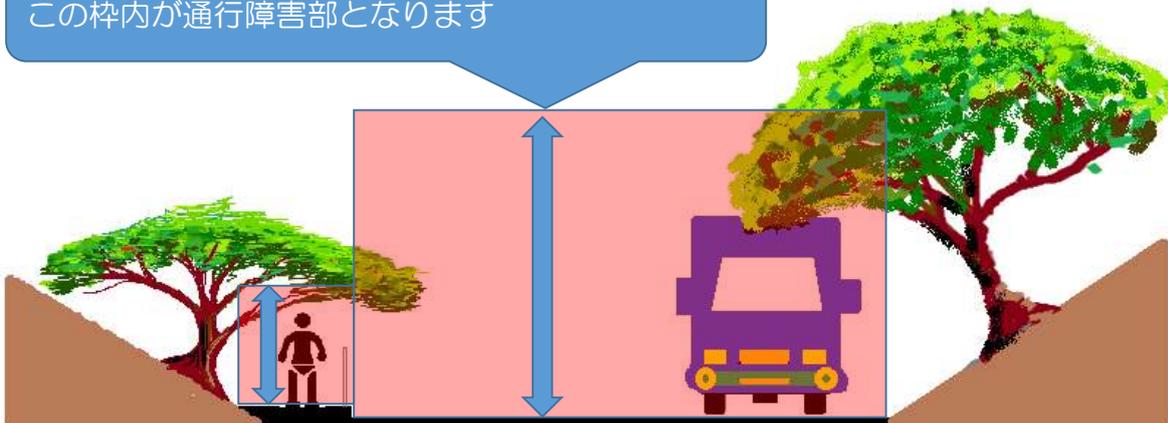
**樹木を伐採・剪定いただく場合には  
次のことに注意して下さい。**

○電線や電話線がある場合は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者にご相談ください。

○作業に当たっては、作業の安全確保また、通行車両、歩行者及び自転車への安全確保に配慮して下さい。

○道路上で作業する場合は、所定の手続きが必要となりますので、市役所建設課と協議して下さい。

建築限界 車道部 4.5m 歩道部 2.5m  
この枠内が通行障害部となります



【問合せ先】 竹田市役所建設課 道路管理係電話 0974-63-4808 (内103・104)